

○世田谷区落書き防止区民活動支援要綱

平成 16 年 7 月 12 日施行

改正

平成 29 年 3 月 30 日 28 世環計第 561 号

平成 30 年 3 月 19 日 29 世環計第 407 号

令和 4 年 2 月 1 日 3 世環計第 354 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区環境美化等に関する条例（平成 9 年 10 月世田谷区条例第 49 号）第 10 条に基づき、地域において、落書き防止に資する活動を行っている団体の自主的な活動を支援することにより、地域の環境美化の推進を図り、もって安全で住み良いまちの形成を図ることを目的とする。

(支援対象団体)

第 2 条 この要綱の規定による支援の対象となる団体は、地域において区民等により組織され、落書き防止に資する活動を継続的かつ自主的に行う団体とする。

(支援対象活動)

第 3 条 支援の対象となる団体の活動は、区民等が自主的及び自発的に行う営利を目的としない活動であり、次に掲げるものとする。

(1) 落書きの消去活動

(2) 落書きを消すための塗装又は落書き防止のためのコーティング塗装などの活動

(3) 落書き消去等に伴う清掃活動

(支援の実施)

第 4 条 区長は、前条に掲げる活動に対して、予算の定める範囲内で必要な支援を実施する。

2 前項の規定による支援は物品助成とし、活動団体の活動に必要な物品の無償譲与を行うものとする。

(支援の申請)

第 5 条 区長は、支援を受けようとする団体に、毎年 6 月 30 日までに世田谷区落書き防止区民活動団体支援申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

(支援の決定及び通知等)

第 6 条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援の可否及び内容を決定したときは、世田谷区落書き防止区民活動団体支援結果通知書（第 2 号様式）により、速やかに申請をした団体に通知しなければならない。

2 前項の規定による決定に当たっては、各申請団体の実施内容、実施回数、参加予定人数等を考慮して、物品助成の相当額を決定するものとする。

3 区長は、第1項の規定により支援を行うことを決定し、物品を助成したときは、速やかに助成を受けた団体に受領書（第3号様式）を提出させなければならない。

（実績報告）

第7条 区長は、助成を受けた団体に対し、活動実施日の属する年度の終了の日から30日以内に、世田谷区落書き防止区民活動団体活動実績報告書（第4号様式）を提出させなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28世環計第561号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日29世環計第407号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日3世環計第354号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。